

## 八戸市公共事業再評価庁内検討委員会設置要綱

### (名称)

**第1条** この会は、八戸市公共事業再評価庁内検討委員会（以下、「委員会」という。）と称する。

### (目的)

**第2条** 委員会は、八戸市公共事業再評価実施要綱に基づき再評価を実施する事業（以下「再評価実施事業」という。）の対応方針案について審議・検討することを目的とする。

### (組織)

**第3条** 委員会は、委員長及び委員で組織する。

2 委員長には、総務部を担当する副市長を充てる。

3 職務代理者には、総務部長を充てる。

4 委員には、総合政策部長、財政部長、建設部長、都市整備部長を充てる。

### (委員長の職務)

**第4条** 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

### (会議)

**第5条** 委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

2 再評価実施事業が第3条第4項に規定する委員の所管事項に該当する場合は、当該委員は審議に加わることができない。

3 委員が不在のときは、当該職務を代行すべき職にある者で委員長の指名を受けたものを会議に出席させることができるものとする。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### (関係者の出席)

**第6条** 委員長は、調査・審議のため必要があると認めるときは、関係職員に資料を提出させ、または出席を求めて、その意見を聞くことができる。

### (事務局)

**第7条** 委員会の事務局は、行政改革主管課に置く。

### (その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則 この要綱は、平成17年6月16日から施行する。

附則 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成18年10月10日から施行する。

附則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。